

イーブルなごやボランティアルーム登録申込書

年 月 日

イーブルなごや
指定管理者アイ・コニックグループ 様

下記によりイーブルなごやボランティアルームの登録を申し込みます。

団体・グループ	名 称						
	住 所						
	代表者氏名						
	連絡先	()					
	構 成 員	女性		男性		計	
ボランティア活動の内容（実施している事業）							
主な活動先							
ボランティアルームに保管する主なもの							
問合せがあった場合、団体・グループ名と代表者名・連絡先を教えてください。（どちらかを○で囲んでください。）	よい ・ いいえ						

イーブルなごやボランティアルーム利用基準等について

1 趣旨

この基準は、イーブルなごやを拠点として市民のためにボランティア活動を行う団体グループが、ボランティアルームを利活用して、より活発に活動できるようその利用等について定めたものである。

2 登録

- (1) ボランティアルームの利用を希望する団体グループは、イーブルなごやボランティアルーム登録申込書をイーブルなごや指定管理者者に提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 上記の許可を受けた団体グループ（以下「登録団体」という。）は、ボランティアルームを利用するとともに、活動に使用する資材等（以下「活動資材等」という。）をボランティアルーム内に一時保管することができる。
- (3) 許可の期間は許可を行った日の属する年度の3月31日までとする。
- (4) イーブルなごやは、毎年度4月にボランティアルームの利用を希望する団体グループの募集を行う。ただし、5月1日以降に申請された登録申込についても随時受付を行う。

3 登録要件

上記「2 登録」に定める登録要件は以下のとおりとする。

- (1) 市民のためにボランティア活動を行っていること。
- (2) 活動拠点がイーブルなごやであること。
- (3) 月に1回以上イーブルなごやの貸室を利用して活動していること。
- (4) いつでも、誰でも入会できる団体グループであること。
- (5) 学習グループ情報を提出していること。
- (6) イーブルなごやのロッカーの利用申込を行っていないこと。
- (7) イーブルなごやの催事等に積極的に参加すること。
- (8) 「6 ボランティアルーム利用者の会」に定める会議に出席すること。

4 ボランティアルームの利用方法

- (1) ボランティアルームの利用時間は以下の区分のとおりとし、利用する登録団体は、イーブルなごやに利用日及び利用時間区分を申請しなければならない。

ア	午前	9:00～12:30
イ	午後	13:00～16:30
ウ	夜間	17:00～21:00
- (2) 登録団体は、相互に適正に利用できるよう、整理、整頓、清潔を心がけること。
- (3) ボランティアルームの出入口は、イーブルなごや開館中は施錠を行わ

ず、常時開放しておくものとする。

- (4) 保管庫及び保管棚内に貴重品等を放置してはならない。なお、ルーム内での盗難等について、イーブルなごやは一切の責任を負わないものとする。
- (5) 活動を停止または休止した登録団体は、イーブルなごやにその旨を届け出るとともに、活動資材等を速やかにボランティアルームから撤去しなければならない。
- (6) 上記「2 登録要件」に定める要件を満たさなくなった登録団体は、その許可を取り消されるものとする。
- (7) 許可の取り消しを受けた団体グループは、活動資材等を速やかにボランティアルームから撤去しなければならない。

5 ボランティアルームで保管する活動資材等

- (1) ボランティアルームで一時保管する活動資材等は、常に活動で使うものとし、資料など継続して保存するだけのものは置かないこと。
- (2) 活動資材等の保管場所は資材の種類により、保管庫（ファイルキャビネット）や保管棚を選択する。
- (3) 保管庫や保管棚の位置については、抽選により決定する。
- (4) 保管庫や保管棚など所定の数以上の団体グループ登録がある場合は、抽選とする。
- (5) 特別の活動資材等（やむを得ず保管庫や保管棚に入らないもの）はイーブルなごやで了解を得て置くことができる。

6 ボランティアルーム利用者の会

- (1) ボランティアルームに、登録団体で構成するボランティアルーム利用者の会（以下「利用者の会」という。）を置く。
- (2) 利用者の会は、ボランティアルームの維持管理等を行う。
- (3) 利用者の会は構成団体およびイーブルなごやをメンバーとする会合を毎年度2回程度開催し、ボランティアルームの利用方法などについての検討等を行うものとする。
- (4) 利用者の会の運営は構成団体が輪番で行うものとする。

7 施行期日

この基準は、平成26年4月1日から施行する。